

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会個人情報保護規程

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規程は、個人情報個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報を、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 職員 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。
- (7) 個人番号 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (8) 特定個人情報 第7号に定める個人番号をその内容に含む個人情報を

いう。

- (9) 特定個人情報等 第7号に定める個人番号及び第8号に定める特定個人情報という。

(本会の責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 本会は、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」（様式第1号）を作成するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

- 第7条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。
- 2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
 - 3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
 - (6) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (7) 国又は地方公共団体から取得することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - 4 本会は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(利用目的の通知等)

- 第8条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。
 - 3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 本会は、個人データの漏洩、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
- 5 本会は、個人情報取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が次に定める措置を講ずるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - (1) 漏洩及び盗用の防止の措置義務
 - (2) 第三者への提供の制限
 - (3) 委託された事業以外への加工、利用の禁止
 - (4) 複写及び複製の制限
 - (5) 秘密保持の義務
 - (6) 返還、消去及び廃棄の義務
 - (7) 事故発生時における報告の義務
 - (8) その他会長が必要と認める事項

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第11条 本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて個人情報開示申出書(様式第2号)により、その開示(当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示又は非開示の決定の通知は、本人に対しそれぞれ個人情報開示決定書（様式第3号）及び個人情報非開示決定書（様式第4号）により遅滞なく行うものとする。

（保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等）

第12条 本会は、保有個人データの開示を受けた者から、個人情報訂正等申出書（様式第5号）により、保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を、申出をした者に対し、個人データの訂正等を行う場合は個人情報訂正等実施決定通知書（様式第6号）、個人データの訂正等を行わない場合は個人情報訂正等非実施決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

（個人情報保護管理者）

第13条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、本会事務局長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、会長の指示及び本規定の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する職員に委任することができる。

（苦情対応）

第14条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応責任者は、本会事務局長とする。
- 3 苦情対応責任者は、苦情対応の業務を職員に委任することができる。その場合は、あらかじめ職員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(職員の責務)

- 第15条 本会の職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員は、その旨を苦情対応責任者に報告するものとする。
 - 3 苦情対応責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、職員に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑 則

(委任)

- 第16条 特定個人情報等の取り扱いに必要な事項については、別に定める内規が本規程に優先するものとする。
- 2 その他、この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号

個人情報取扱業務概要説明書

平成 年 月 日

社会福祉法人 皆野町社会福祉協議会 個人情報保護規程
事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会個人情報保護規程第 5 条の規定に基づき、_____事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、下記のとおりである。

個人情報の種類 (本事業にかかわって 取得・利用する個人情報)	
個人情報の利用目的	
個人情報の 利用・提供方法	
その他の情報	
個人情報保護担当者	
本事業における 苦情対応担当者	

※ 個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等は、事業の状況に即して、具体的な名称を記載すること。

様式第2号

個人情報開示申出書

平成 年 月 日

社会福祉法人
皆野町社会福祉協議会長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会個人情報保護規程第11条第1項の規定に基づき、私の個人情報について、下記のとおり開示の申出をします。

記

- 1 個人情報が存在する事業名
()
- 2 開示を求める項目
 - ① 全部
 - ② 一部 (項目名)
- 3 開示の実施方法
 - ① 閲覧
 - ② 写し等の交付

様式第3号

皆社協第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人
皆野町社会福祉協議会長

個人情報開示決定通知書

平成 年 月 日付けで開示申出のあった個人情報については、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会個人情報保護規程第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 個人情報が存在する事業名
()
- 2 開示の実施方法
()
- 3 開示の日時
平成 年 月 日 午前 午後 時から
- 4 開示の場所
()
- 5 担当者
氏名
連絡先

様式第4号

皆社協第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人
皆野町社会福祉協議会長

個人情報非開示決定通知書

平成 年 月 日付けで開示申出のあった個人情報については、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会個人情報保護規程第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことを決定したので通知します。

記

- 1 個人情報が存在する事業名
()
- 2 開示しない理由
()
- 3 担当者
氏名

連絡先

様式第5号

個人情報訂正等申出書

平成 年 月 日

社会福祉法人
皆野町社会福祉協議会長 様

住所 _____

氏名 _____

平成 年 月 日付け皆社協第 号で開示の決定を受けた私の個人情報について、下記のとおり〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出をします。

記

1 開示を受けた年月日： 平成 年 月 日

2 〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出の内容

開示内容	〔訂正・追加・削除・利用停止〕の内容

様式第6号

皆社協第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人
皆野町社会福祉協議会長

個人情報訂正等実施決定通知書

平成 年 月 日付けで訂正等の申出のあった個人情報については、
事実確認の調査の結果、申出どおり〔訂正・追加・削除・利用停止〕を
することとしたので通知します。

なお、個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕の内容は、次のとおり
です。

〔訂正・追加・削除・利用停止〕前	〔訂正・追加・削除・利用停止〕後

担当者
氏名

連絡先

様式第7号

皆社協第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人
皆野町社会福祉協議会長

個人情報訂正等非実施通知書

平成 年 月 日付けで訂正等の申出のあった個人情報については、
事実確認の調査の結果、〔訂正・追加・削除・利用停止〕をしないこととした
ので通知します。

なお、個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕をしない理由は、下記の
とおりです。

記

- 1 訂正等を実施しない理由
()
- 2 担当者
氏名

連絡先